

議案第 7 4 号

行政機構の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（案）

（飯能市部室設置条例の一部改正）

第 1 条 飯能市部室設置条例（平成 1 1 年条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中 「企画総務部 財務部」 を 「総合政策部 総務部」 に、 「農林部 福祉部」 を 「健康福祉部」 に、 「建設部 秘書室 防災危機管理室」 を 「都市建設部」 に改める。

第 2 条企画総務部の項及び財務部の項を次のように改める。

総合政策部

- 1 秘書及び渉外に関すること。
- 2 広聴に関すること。
- 3 広報に関すること。
- 4 公約の実現に関すること。
- 5 市政の総合的な企画、調査及び推進に関すること。
- 6 広域行政に関すること。
- 7 行政改革に関すること。
- 8 中心市街地活性化に関すること。
- 9 高度情報化及び地域情報化に関すること。
- 1 0 予算その他の財務に関すること。
- 1 1 財産管理に関すること。
- 1 2 各部の調整に関すること。

総務部

- 1 議会及び市の一般行政に関すること。

- 2 文書に関すること。
- 3 条例、規則等に関すること。
- 4 統計に関すること。
- 5 選挙に関すること。
- 6 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。
- 7 契約に関すること。
- 8 工事の検査に関すること。
- 9 危機管理に関すること。
- 10 市税等の賦課及び徴収に関すること。
- 11 他の部の主管に属さないこと。

第2条市民生活部の項中第7号を削り、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- 5 人権に関すること。

第2条環境経済部の項中第4号を削り、第5号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、同項に次の1号を加える。

- 10 農林業の振興に関すること。

第2条農林部の項を削り、同条福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項に次の3号を加える。

- 3 国民健康保険及び国民年金に関すること。
- 4 保健衛生に関すること。
- 5 健康づくりの推進に関すること。

第2条健康推進部の項を削り、同条建設部の項中「建設部」を「都市建設部」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- 5 交通政策に関すること。

第2条秘書室の項及び防災危機管理室の項を削る。

(飯能市総合振興計画策定条例の一部改正)

第2条 飯能市総合振興計画策定条例（平成27年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第12条中「企画総務部企画課」を「総合政策部企画課」に改める。

(飯能市社会経済政策会議条例の一部改正)

第3条 飯能市社会経済政策会議条例（平成25年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画課」を「総合政策部企画課」に改める。

(飯能市行政改革審議会条例の一部改正)

第4条 飯能市行政改革審議会条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画課」を「総合政策部企画課」に改める。

(飯能市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第5条 飯能市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第6条中「企画総務部職員課」を「総務部職員課」に改める。

(飯能市指定管理者選定委員会条例の一部改正)

第6条 飯能市指定管理者選定委員会条例（平成26年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部企画課」を「総合政策部資産経営課」に改める。

(飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第7条 飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和43年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条の6及び第20条中「企画総務部職員課」を「総務部職員課」に改める。

(飯能市入札監視委員会条例の一部改正)

第8条 飯能市入札監視委員会条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部契約検査課」を「総務部契約検査課」に改める。

(飯能市建設工事総合評価審査委員会条例の一部改正)

第9条 飯能市建設工事総合評価審査委員会条例（平成26年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部契約検査課」を「総務部契約検査課」に改める。

(飯能市建設工事工法選定委員会条例の一部改正)

第10条 飯能市建設工事工法選定委員会条例（平成26年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条中「企画総務部契約検査課」を「総務部契約検査課」に改める。

(飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例の一部改正)

第11条 飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例（平成28年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「財務部資産経営課」を「総合政策部資産経営課」に改める。

(飯能市奨学資金貸与条例の一部改正)

第12条 飯能市奨学資金貸与条例（昭和46年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条中「教育部教育総務課」を「教育部学校総務課」に改める。

(飯能市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

第13条 飯能市青少年問題協議会設置条例（昭和33年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条中「教育部生涯学習課」を「教育部生涯学習スポーツ課」に改める。

(飯能市公民館設置及び管理条例の一部改正)

第14条 飯能市公民館設置及び管理条例（昭和51年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「教育部生涯学習課」を「教育部公民館管理課」に改める。

(飯能市文化財保護条例の一部改正)

第15条 飯能市文化財保護条例（昭和51年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第19条中「教育委員会教育部生涯学習課」を「飯能市立博物館」に改める。

(飯能市地域福祉審議会条例の一部改正)

第16条 飯能市地域福祉審議会条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部地域福祉課」を「健康福祉部地域福祉課」に改める。

(飯能市児童福祉審議会条例の一部改正)

第 17 条 飯能市児童福祉審議会条例（平成 15 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「こども支援部こども支援課」を「こども支援部こども政策課」に改める。

(飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例の一部改正)

第 18 条 飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例(平成 26 年条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部介護福祉課」を「健康福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市成年後見制度利用促進審議会条例の一部改正)

第 19 条 飯能市成年後見制度利用促進審議会条例（令和 2 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部介護福祉課」を「健康福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市障害福祉審議会条例の一部改正)

第 20 条 飯能市障害福祉審議会条例（平成 26 年条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部障害福祉課」を「健康福祉部障害福祉課」に改める。

(飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例の一部改正)

第 21 条 飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例（平成 26 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部介護福祉課」を「健康福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例の一部改正)

第 22 条 飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例（平成 26 年条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「福祉部介護福祉課」を「健康福祉部介護福祉課」に改める。

(飯能市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第 23 条 飯能市予防接種健康被害調査委員会条例(平成 26 年条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「健康推進部保健センター」を「健康福祉部保健センター」に改める。

(飯能市男女共同参画推進条例の一部改正)

第 2 4 条 飯能市男女共同参画推進条例（平成 2 7 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 1 条中「市民生活部自治振興課」を「市民生活部人権くらし安全課」に改める。

(飯能市自転車等放置防止条例の一部改正)

第 2 5 条 飯能市自転車等放置防止条例（平成 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「市民生活部生活安全課」を「市民生活部人権くらし安全課」に改める。

(飯能市公共事業評価監視委員会条例の一部改正)

第 2 6 条 飯能市公共事業評価監視委員会条例（平成 2 6 年条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条中「建設部建設管理課」を「都市建設部維持管理課」に改める。

(飯能市景観条例の一部改正)

第 2 7 条 飯能市景観条例（平成 2 9 年条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 9 条中「建設部都市計画課」を「都市建設部都市計画課」に改める。

(飯能市都市計画審議会条例の一部改正)

第 2 8 条 飯能市都市計画審議会条例（平成 1 2 年条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「建設部都市計画課」を「都市建設部都市計画課」に改める。

(飯能市空家等対策協議会条例の一部改正)

第 2 9 条 飯能市空家等対策協議会条例（平成 3 1 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「建設部建築課」を「都市建設部建築課」に改める。

(飯能市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第30条 飯能市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成24年
条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条中「防災危機管理室」を「総務部防災危機管理課」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和7年11月28日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市部室設置条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	改正前
(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。 <u>総合政策部</u> <u>総務部</u> 市民生活部 環境経済部 <u>健康福祉部</u> こども支援部 <u>都市建設部</u> 行政不服審査室 (事務分掌) 第2条 前条の部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>総合政策部</u> 1 <u>秘書及び渉外に関すること。</u> 2 <u>広聴に関すること。</u> 3 <u>広報に関すること。</u> 4 <u>公約の実現に関すること。</u> 5 <u>市政の総合的な企画、調査及び推進に関すること。</u>	(設置) 第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び室を置く。 <u>企画総務部</u> <u>財務部</u> 市民生活部 環境経済部 <u>農林部</u> <u>福祉部</u> こども支援部 <u>健康推進部</u> <u>建設部</u> <u>秘書室</u> <u>防災危機管理室</u> 行政不服審査室 (事務分掌) 第2条 前条の部及び室の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>企画総務部</u> 1 <u>公約の実現に関すること。</u> 2 <u>市政の総合的な企画、調査及び推進に関すること。</u> 3 <u>広域行政に関すること。</u> 4 <u>人権に関すること。</u> 5 <u>各部の調整に関すること。</u>

- 6 広域行政に関すること。
- 7 行政改革に関すること。
- 8 中心市街地活性化に関すること。
- 9 高度情報化及び地域情報化に関すること。
- 10 予算その他の財務に関すること。
- 11 財産管理に関すること。
- 12 各部の調整に関すること。

総務部

- 1 議会及び市の一般行政に関すること。
- 2 文書に関すること。
- 3 条例、規則等に関すること。
- 4 統計に関すること。
- 5 選挙に関すること。
- 6 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。
- 7 契約に関すること。
- 8 工事の検査に関すること。
- 9 危機管理に関すること。
- 10 市税等の賦課及び徴収に関すること。

- 6 行政改革に関すること。
- 7 中心市街地活性化に関すること。
- 8 広報に関すること。
- 9 高度情報化及び地域情報化に関すること。
- 10 議会及び市の一般行政に関すること。
- 11 文書に関すること。
- 12 条例、規則等に関すること。
- 13 統計に関すること。
- 14 選挙に関すること。
- 15 職員の人事、給与、研修及び厚生に関すること。
- 16 契約に関すること。
- 17 工事の検査に関すること。
- 18 他の部の主管に属さないこと。

財務部

- 1 予算その他の財務に関すること。
- 2 財産管理に関すること。
- 3 市税等の賦課及び徴収に関すること。

1 1 他の部の主管に属さないこと。

市民生活部

1～4 省略

5 人権に関すること。

6 暮らしの安全に関すること。

7 市民相談に関すること。

環境経済部

1～3 省略

4 ふるさと納税に関すること。

5 環境衛生に関すること。

6 環境保全に関すること。

7 自然保護に関すること。

8 清流対策に関すること。

9 廃棄物の処理及び清掃に関する
こと。

1 0 農林業の振興に関すること。

健康福祉部

1～2 省略

3 国民健康保険及び国民年金に関
すること。

4 保健衛生に関すること。

5 健康づくりの推進に関すること。

こども支援部 省略

市民生活部

1～4 省略

5 暮らしの安全に関すること。

6 市民相談に関すること。

7 交通政策に関すること。

環境経済部

1～3 省略

4 エコツーリズムに関すること。

5 ふるさと納税に関すること。

6 環境衛生に関すること。

7 環境保全に関すること。

8 自然保護に関すること。

9 清流対策に関すること。

1 0 廃棄物の処理及び清掃に関す
ること。

農林部

1 農林業の振興に関すること。

福祉部

1～2 省略

こども支援部 省略

健康推進部

1 国民健康保険及び国民年金に関
すること。

<u>都市建設部</u> 1～4 省略 <u>5 交通政策に関すること。</u> <u>6 土地区画整理に関すること。</u> 行政不服審査室 省略	<u>2 保健衛生に関すること。</u> <u>3 健康づくりの推進に関すること。</u> <u>建設部</u> 1～4 省略 <u>5 土地区画整理に関すること。</u> <u>秘書室</u> <u>1 秘書及び渉外に関すること。</u> <u>2 広聴に関すること。</u> <u>防災危機管理室</u> <u>1 危機管理に関すること。</u> 行政不服審査室 省略
---	---

飯能市総合振興計画策定条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	改正前
（審議会の庶務） 第12条 審議会の庶務は、<u>総合政策部企画課</u>において処理する。	（審議会の庶務） 第12条 審議会の庶務は、<u>企画総務部企画課</u>において処理する。

飯能市社会経済政策会議条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 政策会議の庶務は、<u>総合政策部企画課</u>において処理する。	（庶務） 第8条 政策会議の庶務は、<u>企画総務部企画課</u>において処理する。

飯能市行政改革審議会条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>総合政策部企画</u>課において処理する。	（庶務） 第8条 審議会の庶務は、<u>企画総務部企画</u>課において処理する。

飯能市特別職報酬等審議会条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第6条 審議会の庶務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。	（庶務） 第6条 審議会の庶務は、<u>企画総務部職員課</u>において処理する。

飯能市指定管理者選定委員会条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>総合政策部資産</u> <u>経営課</u>において処理する。	（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部企画</u> <u>課</u>において処理する。

飯能市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	改正前
（認定委員会の庶務） 第4条の6 認定委員会の庶務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。 （審査会の庶務） 第20条 審査会の庶務は、<u>総務部職員課</u>において処理する。	（認定委員会の庶務） 第4条の6 認定委員会の庶務は、<u>企画総務部職員課</u>において処理する。 （審査会の庶務） 第20条 審査会の庶務は、<u>企画総務部職員課</u>において処理する。

飯能市入札監視委員会条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>総務部契約検査</u>課において処理する。	（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部契約検査課</u>において処理する。

飯能市建設工事総合評価審査委員会条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>総務部契約検査</u>課において処理する。	（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部契約検査</u>課において処理する。

飯能市建設工事工法選定委員会条例新旧対照表（第10条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>総務部契約検査</u>課において処理する。	（庶務） 第8条 委員会の庶務は、<u>企画総務部契約検査</u>課において処理する。

飯能市公共施設等マネジメント推進審議会条例新旧対照表（第 1 1 条関係）

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、<u>総合政策部資産</u> <u>経営課</u>において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、<u>財務部資産経営</u> <u>課</u>において処理する。

飯能市奨学資金貸与条例新旧対照表（第 1 2 条関係）

改正後	改正前
（選考委員会の庶務） 第 1 8 条 選考委員会の庶務は、教育委員会教育部<u>学校総務課</u>において処理する。	（選考委員会の庶務） 第 1 8 条 選考委員会の庶務は、教育委員会教育部<u>教育総務課</u>において処理する。

飯能市青少年問題協議会設置条例新旧対照表（第 1 3 条関係）

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 協議会の庶務は、飯能市教育委員会教育部生涯学習スポーツ課において処理する。	(庶務) 第 8 条 協議会の庶務は、飯能市教育委員会教育部生涯学習課において処理する。

飯能市公民館設置及び管理条例新旧対照表（第 1 4 条関係）

改正後	改正前
（審議会の庶務） 第 1 1 条 審議会の庶務は、教育委員会教 育部<u>公民館管理課</u>において処理する。	（審議会の庶務） 第 1 1 条 審議会の庶務は、教育委員会教 育部<u>生涯学習課</u>において処理する。

飯能市文化財保護条例新旧対照表（第 1 5 条関係）

改正後	改正前
（委員会の庶務） 第 1 9 条 委員会の庶務は、<u>飯能市立博物館</u>において処理する。	（委員会の庶務） 第 1 9 条 委員会の庶務は、<u>教育委員会教育生涯学習課</u>において処理する。

飯能市地域福祉審議会条例新旧対照表（第 16 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部地域福祉課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>福祉部地域福祉課</u>において処理する。

飯能市児童福祉審議会条例新旧対照表（第 17 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>こども支援部こども政策課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>こども支援部こども支援課</u>において処理する。

飯能市老人ホーム入所等判定委員会条例新旧対照表（第 18 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部介護福祉課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 委員会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。

飯能市成年後見制度利用促進審議会条例新旧対照表（第 19 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部介護福祉課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。

飯能市障害福祉審議会条例新旧対照表（第 2 0 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>健康福祉部障害福祉課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>福祉部障害福祉課</u>において処理する。

飯能市介護保険事業計画等策定委員会条例新旧対照表（第 2 1 条関係）

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部介護福祉課</u>において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。

飯能市地域包括支援センター運営等協議会条例新旧対照表（第 2 2 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 協議会の庶務は、<u>健康福祉部介護福祉課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 協議会の庶務は、<u>福祉部介護福祉課</u>において処理する。

飯能市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表（第 2 3 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 委員会の庶務は、<u>健康福祉部保健センター</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 委員会の庶務は、<u>健康推進部保健センター</u>において処理する。

飯能市男女共同参画推進条例新旧対照表（第 2 4 条関係）

改正後	改正前
（審議会の庶務） 第 2 1 条 審議会の庶務は、<u>市民生活部人権くらし安全課</u>において処理する。	（審議会の庶務） 第 2 1 条 審議会の庶務は、<u>市民生活部自治振興課</u>において処理する。

飯能市自転車等放置防止条例新旧対照表（第 2 5 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 1 8 条 協議会の庶務は、<u>市民生活部人</u> <u>権くらし安全課</u>において処理する。	（庶務） 第 1 8 条 協議会の庶務は、<u>市民生活部生</u> <u>活安全課</u>において処理する。

飯能市公共事業評価監視委員会条例新旧対照表（第26条関係）

改正後	改正前
(庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>都市建設部維持管理課</u>において処理する。	(庶務) 第9条 委員会の庶務は、<u>建設部建設管理課</u>において処理する。

飯能市景観条例新旧対照表（第 2 7 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 2 9 条 審議会の庶務は、<u>都市建設部都市計画課</u>において処理する。	（庶務） 第 2 9 条 審議会の庶務は、<u>建設部都市計画課</u>において処理する。

飯能市都市計画審議会条例新旧対照表（第 28 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>都市建設部都市</u> <u>計画課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 審議会の庶務は、<u>建設部都市計画</u> <u>課</u>において処理する。

飯能市空家等対策協議会条例新旧対照表（第 29 条関係）

改正後	改正前
（庶務） 第 8 条 協議会の庶務は、<u>都市建設部建築課</u>において処理する。	（庶務） 第 8 条 協議会の庶務は、<u>建設部建築課</u>において処理する。

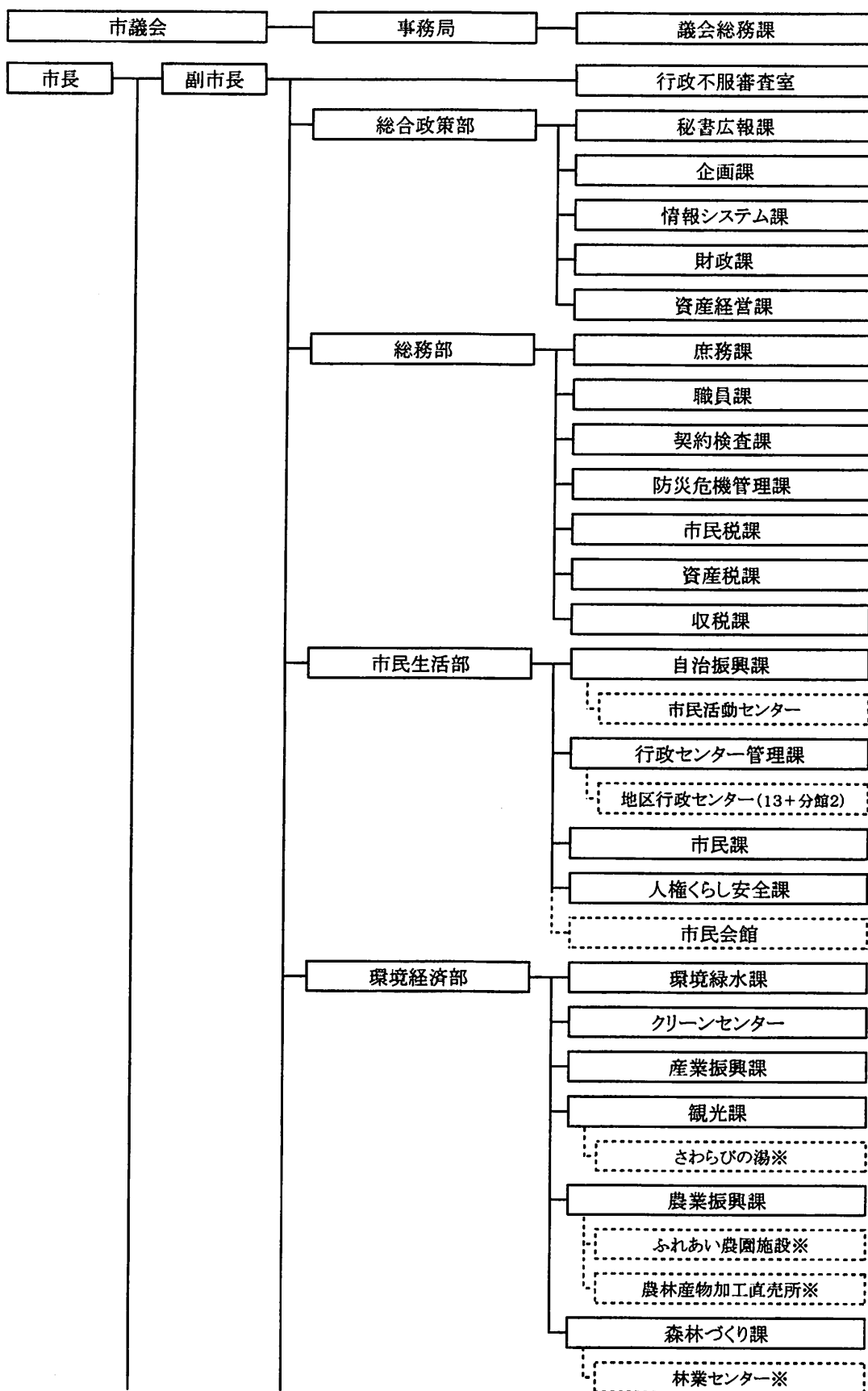
飯能市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例新旧対照表（第30条関係）

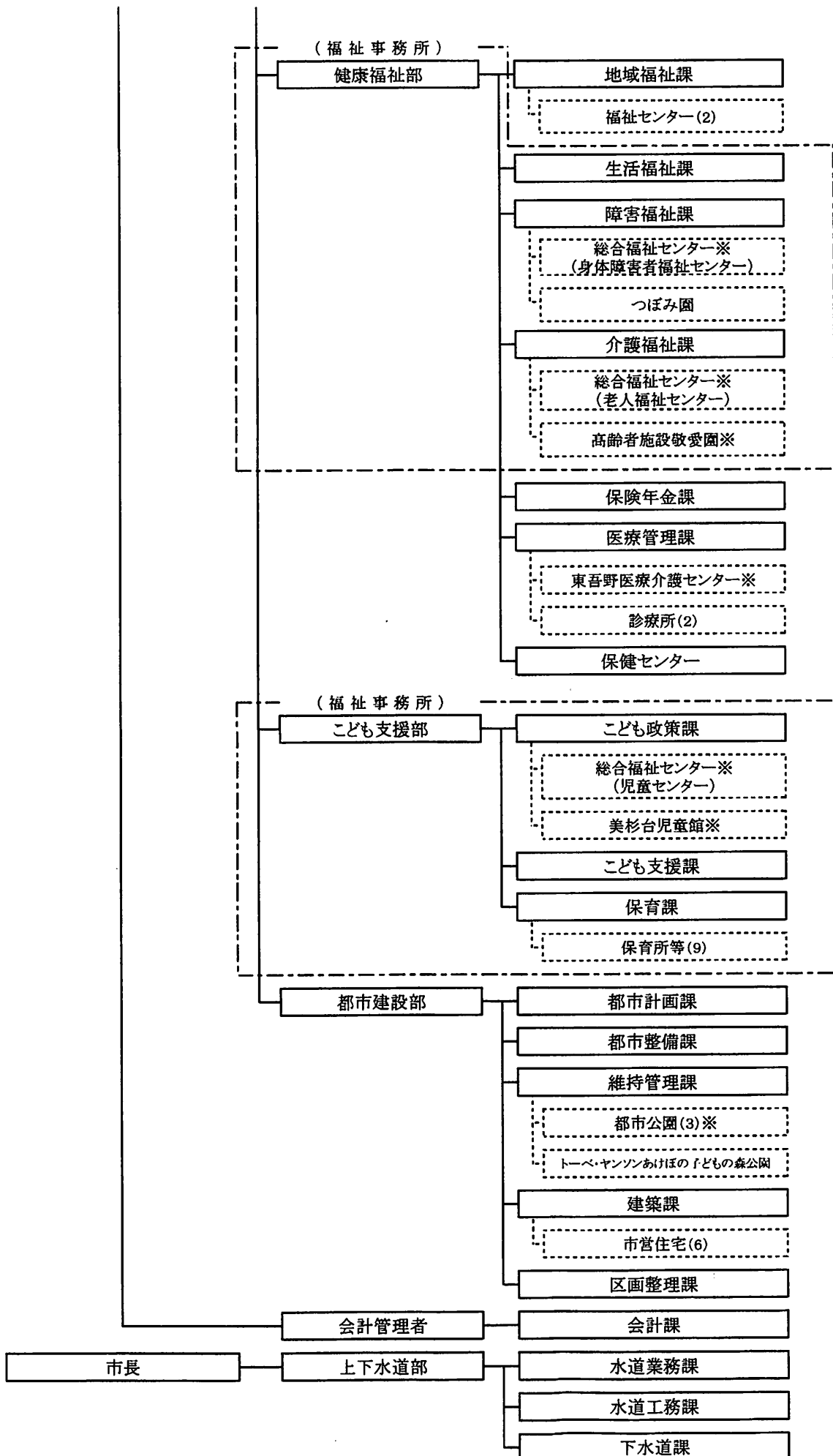
改正後	改正前
（委員会の庶務） 第10条 委員会の庶務は、<u>総務部防災危機管理課</u>において処理する。	（委員会の庶務） 第10条 委員会の庶務は、<u>防災危機管理室</u>において処理する。

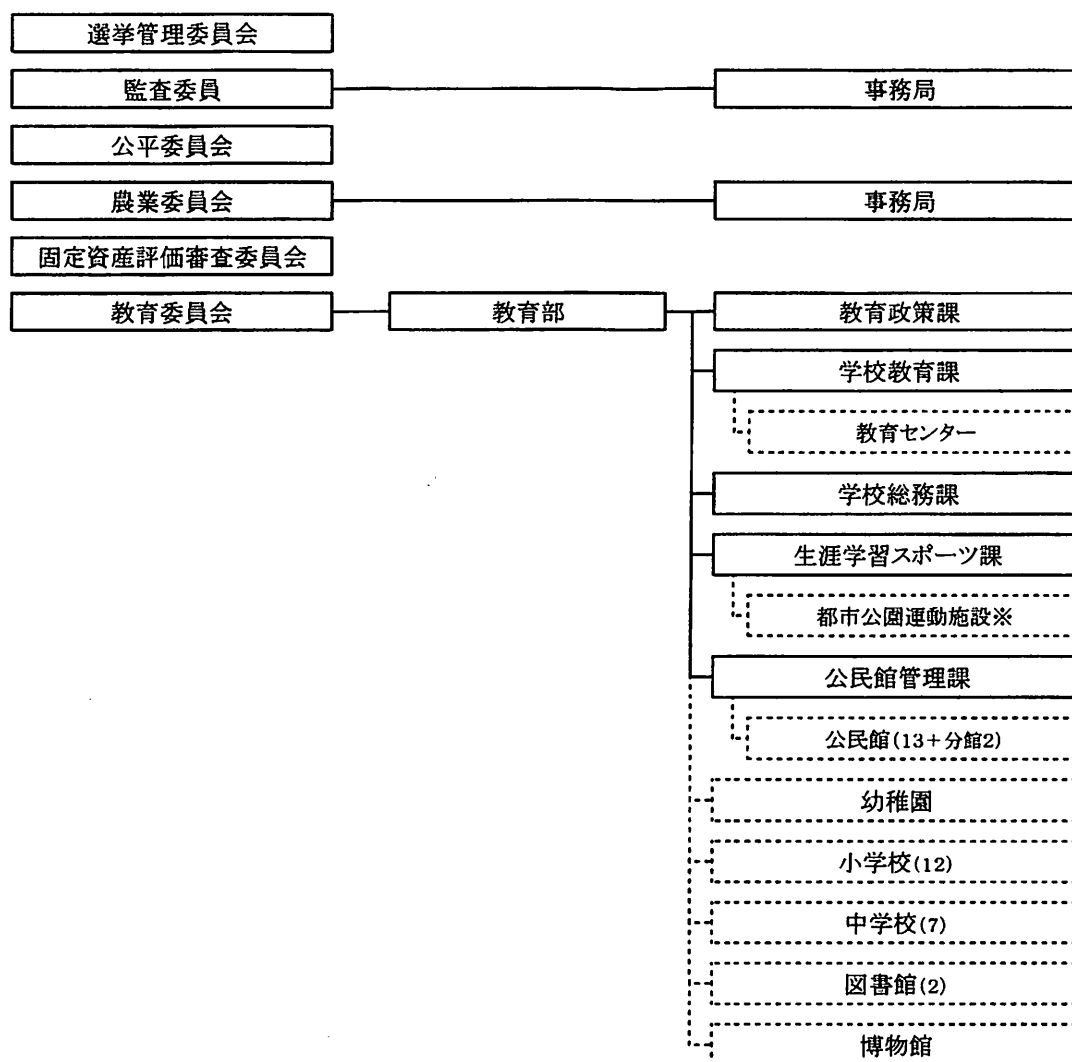
参 考

飯 能 市 行 政 機 構 図

(令和8年4月1日 改正案)





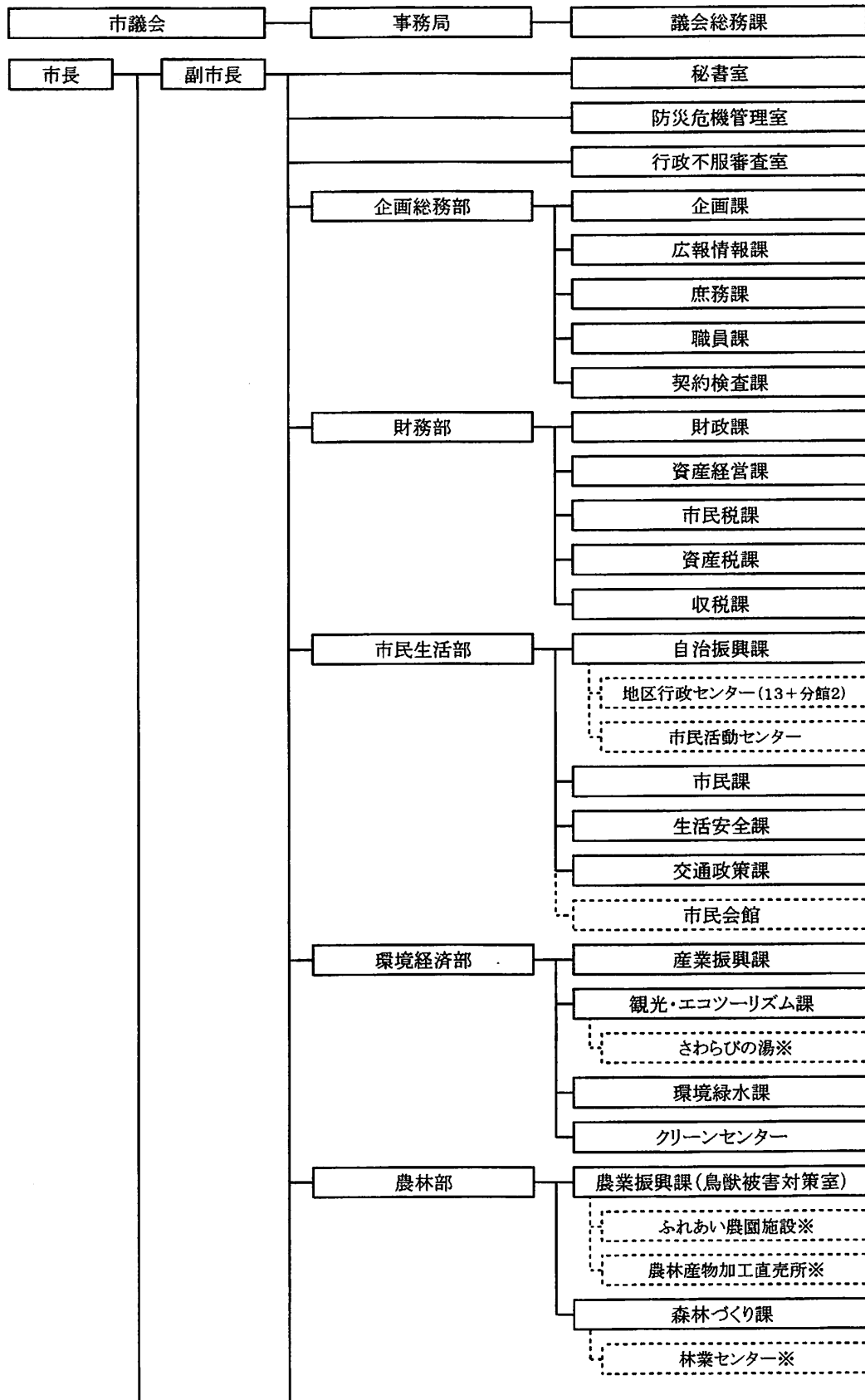


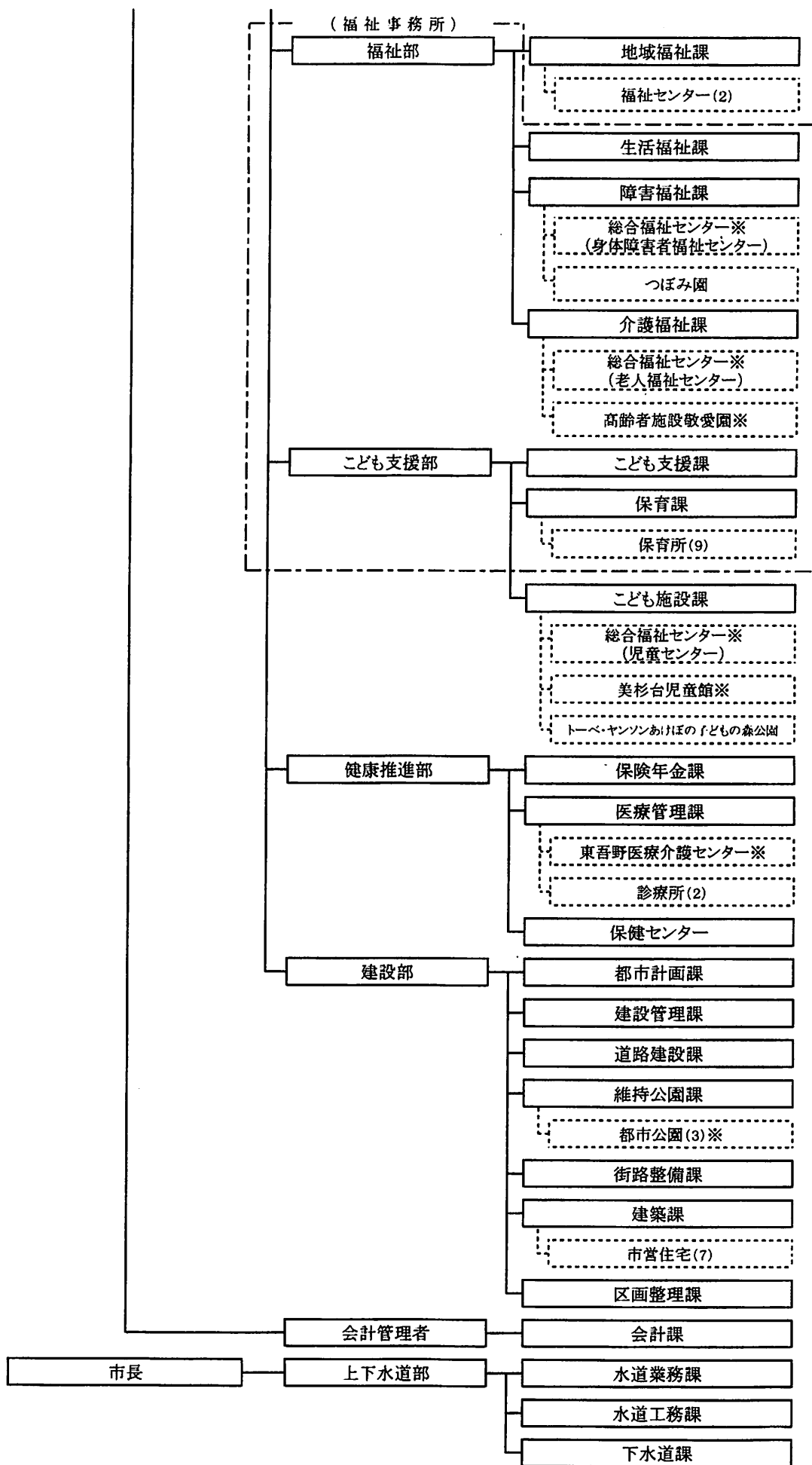
※行政機構 10部
53課（行政不服審査室を含む。）

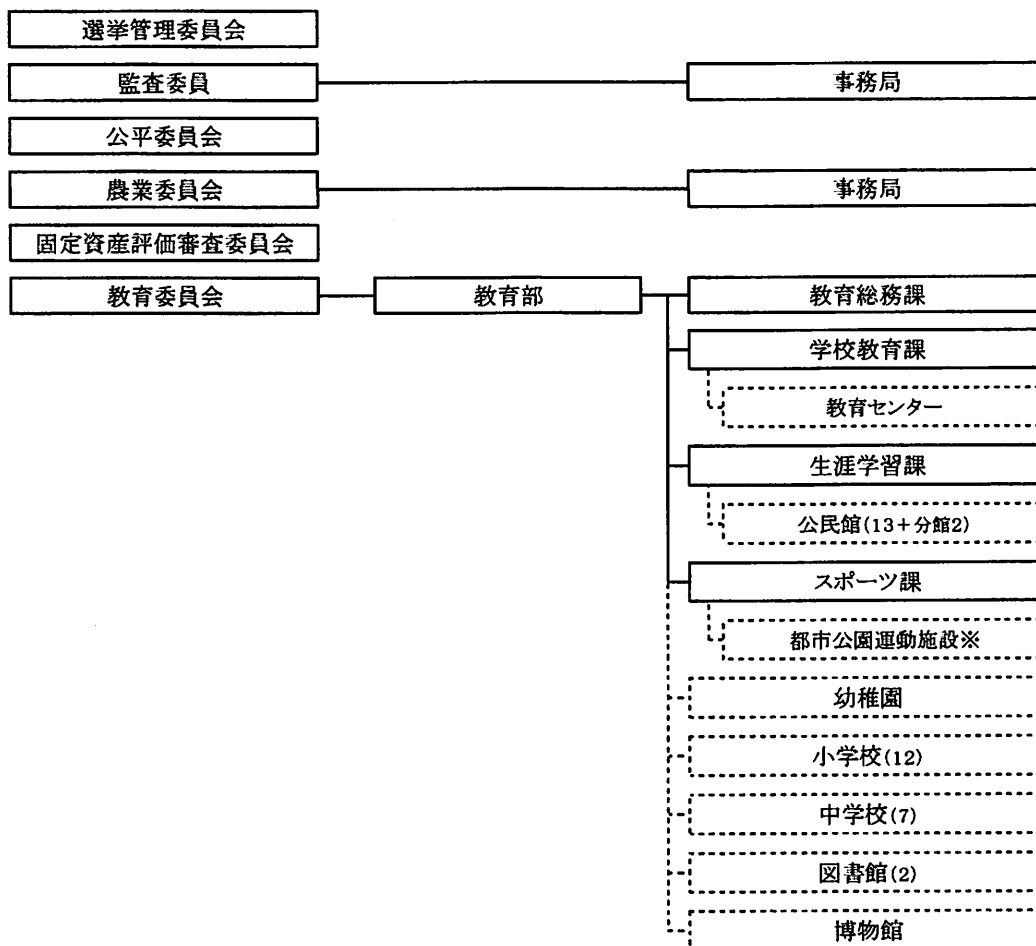
行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。

飯能市行政機構図

(令和7年4月1日 現行)







※行政機構 12部
54課（秘書室、防災危機管理室、行政不服審査室を含む。）

行政機構図中、破線部分は、条例設置施設・機関のうち、職員配置又は指定管理者による管理運営施設・機関を示した。なお、指定管理者による管理運営施設には、※印を付した。